

議案第28号

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 6月 5日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行に伴い、みやき町個人情報保護条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例

みやき町個人情報保護条例（平成18年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第40条の2第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。同法第28条第6項において同じ。）」を加える。

第40条の8第1項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報紹介者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第40条の10第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に、「第9号」を「第9項」に改める。

第44条第2項中「前項に規定する審議のほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議することができる。」を「他の条文に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、答申する。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 個人情報の保護に関する重要な事項
- (2) 番号法第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）の取扱いに関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が審査会に諮ることが適当と認める事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町個人情報保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第40条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項<u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。同法第28条第6項において同じ。)</u>に規定する記録に記録された特定個人情報</p> <p>(4) (略)</p> <p>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第40条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第31条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報紹介者若しくは条例事務関係情報提供者(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第40条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項_____に規定する記録に記録された特定個人情報</p> <p>(4) (略)</p> <p>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第40条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第31条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者_____ (当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(利用停止請求の事由等)

第40条の10 保有特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第35条の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア～エ (略)

オ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(審査会の設置等)

第44条 (略)

2 審査会は、他の条文に定めるもののほか、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して、答申する。

(1) 個人情報の保護に関する重要な事項

(利用停止請求の事由等)

第40条の10 保有特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第35条の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

ア～エ (略)

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) (略)

2・3 (略)

(審査会の設置等)

第44条 (略)

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議することができる。

(新設)

<p>(2) <u>番号法第28条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）の取扱いに関する事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、町長が審査会に諮ることが 適当と認める事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3～10 (略)</p>	<p>3～10 (略)</p>

附 則 (平成29年6月X日条例第X号)

この条例は、公布の日から施行する。